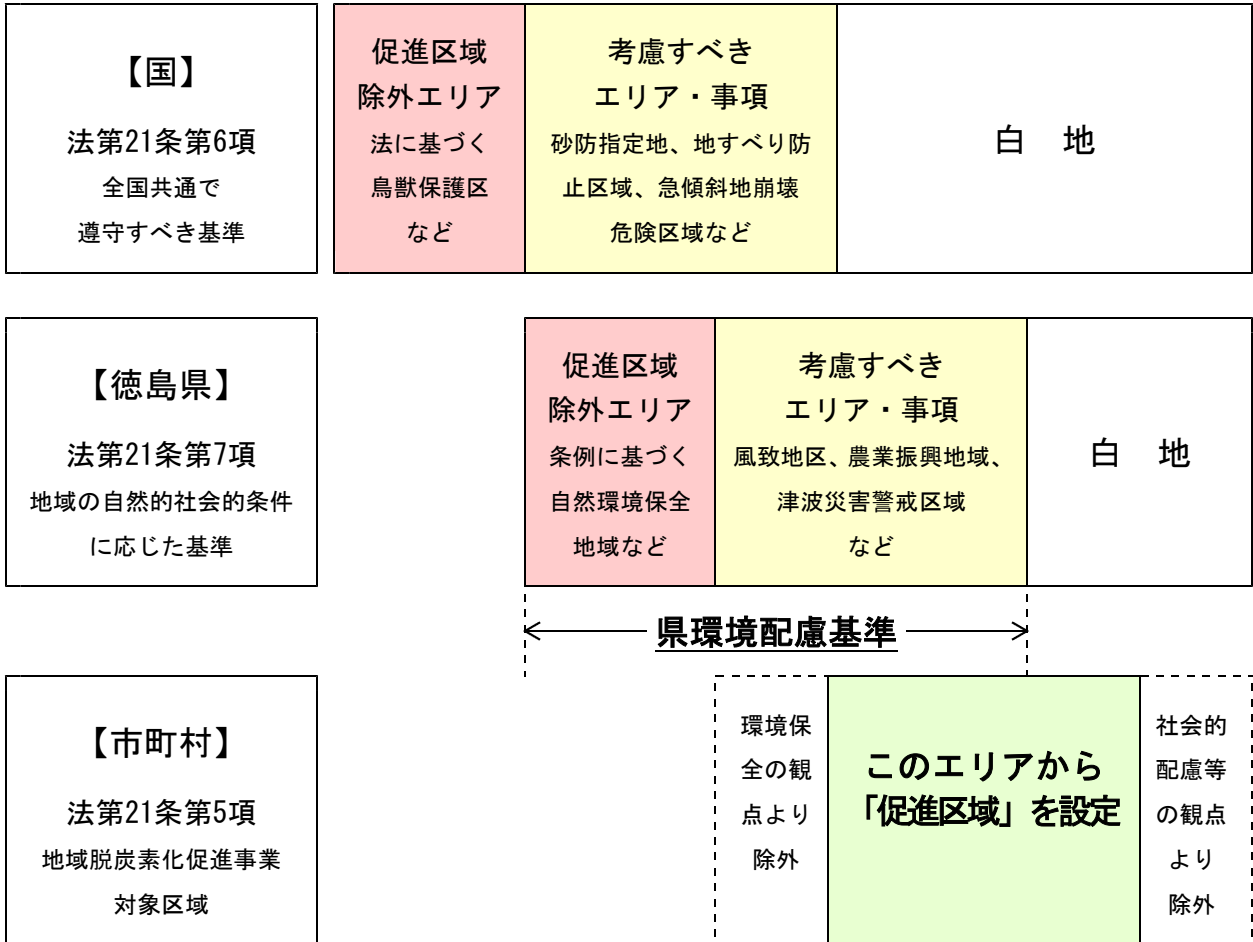


「徳島県促進区域の設定に関する環境配慮基準」(概要)

1 環境配慮基準策定の趣旨

改正地球温暖化対策推進法に基づく市町村の再生可能エネルギー「促進区域」設定を促すため、国から示される基準等を踏まえ、法令等に基づき、騒音、土地の安定性、生物の多様性、眺望景観などの環境に配慮した本県の環境配慮基準(太陽光発電設備)を策定する。

2 改正温対法における環境配慮基準の位置づけ



3 本県における環境配慮事項

- (1) 自然環境(国立公園、国定公園、県立自然公園、自然環境保全、希少野生生物、鳥獣保護等に関する法令・条例等)
- (2) 景観保全(重要伝統的建造物群保存地区、風致地区、遍路道等)
- (3) 農地の保全(農地法等)
- (4) ため池の保全(農業用ため池の管理及び保全に関する法律等)
- (5) 保安林(森林法等)
- (6) 土砂災害防止(土砂災害警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域等)
- (7) その他環境配慮に必要と認められる事項(津波災害警戒区域、洪水浸水想定区域等)

※アンダーラインは、本県独自の特徴的な環境配慮事項